

参 考 資 料

I 保健福祉部関係

1 令和7年度 保健福祉部主要施策の概要

(1) 保健福祉部所管の計画一覧

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国(計画)
鹿児島県保健医療計画 (保健医療福祉課)	H30. 3 〈H30～R11〉 S62. 6 作成 H 4. 6 見直し H 9. 10 見直し H14. 10 見直し H17. 9 見直し H20. 3 見直し H25. 3 見直し H30. 3 見直し R 4. 3 嘴題し R 6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県の保健医療行政の計画的・総合的な運営の基本となる計画 ○ 基本理念 県民が健康で長生きでき、安心して必要な医療を受けられる鹿児島『健康寿命の延伸・生活の質（QOL）の向上』 ○ 施策体系等 (1)健康づくり・疾病予防の推進 (2)安全で質の高い医療の確保 (3)地域包括ケア体制の整備充実 等 根拠：医療法第30条の4第1項 	
鹿児島県医療費適正化計画 (保健医療福祉課)	H30. 3 〈H30～R11〉 H20. 3 作成 H25. 3 見直し H30. 3 見直し R6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県の医療費適正化の基本的な方針を定めた計画 ○ 目標 (1)県民の健康の保持の推進 (2)医療の効率的な提供の推進 ○ 取組 (1)健康意識の向上、生活習慣病等の予防、高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進、健康保持推進体制の強化 (2)病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進、後発医薬品の使用促進、受診の適正化及び医薬品の適正使用の推進 根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項 	全国医療費適正化計画 (R6～R11)
鹿児島県医師確保計画 (医師・看護人材課)	R6. 3 〈R6～R8〉 R2. 3 策定 R6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 医師偏在指標に基づく医師確保対策の実施により医師偏在の是正を図るための計画 ○ 計画の位置づけ (1)医師少数区域における医師偏在是正 (2)県下全域における医師確保対策 ○ 施策体系等 (1)医師確保の方針 (2)目標医師数 (3)目標医師数を達成するための施策等 根拠：医療法第30条の4第2項 	

計画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県看護人材確保計画 (医師・看護人材課)	R3. 3 <R3～R7>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 看護人材の安定的な確保・育成の重要性について、関係機関が共有し、各々の役割や、取り組むべき基本的な方向性をしっかりと認識し、計画的に看護人材の確保・育成を進めていくために策定 ○ 計画の位置づけ 関係機関と連携して計画の実現を目指すとともに、計画を踏まえて各々が自主的に看護人材確保対策の取組みを推進するための基本指針 ○ 施策体系等 <ol style="list-style-type: none"> (1)看護の魅力発信 (2)次代を担う看護人材の養成 (3)職場定着・離職防止の推進 (4)就業促進・再就業支援 (5)看護の質の向上 <p>根拠：独自計画</p>	看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針
鹿児島県国民健康保険運営方針 (国民健康保険課)	R6. 3 <R6～R11> H29. 11 策定 R3. 3 見直し R6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 県及び市町村が行う国保の安定的な財政運営並びに県内市町村の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るために定める運営に関する方針 ○ 施策（推進）体系等 <ol style="list-style-type: none"> (1)国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し (2)保険料(税)水準の平準化 (3)医療費の適正化の取組 (4)事務の広域的及び効率的な運営の推進等 <p>根拠：国民健康保険法第 82 条の 2</p>	都道府県国民健康保険運営方針策定要領
鹿児島県地域福祉支援計画 (社会福祉課)	R6. 3 <R6～R10> H31. 3 策定 R6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 高齢者、障害者、児童等に関する個別の計画の上位計画として、地域共生社会実現の施策の方向性等を取りまとめるとともに、市町村が策定する地域福祉計画の達成を支援する計画 ○ 基本理念 誰もが役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、助け合いながら暮らすことできる地域共生社会の実現 ○ 施策（推進）体系等 <ol style="list-style-type: none"> (1)地域共生社会の実現に向けた基盤づくり (2)地域福祉を支える担い手づくり (3)市町村における体制づくりへの支援 <p>根拠：社会福祉法第 108 条</p>	

計画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
健康かごしま21 (健康増進課)	R6.3 〈R6～R17〉 H13.3 策定 H20.3 見直し H25.3 見直し R 6.3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県の健康増進施策に関する計画 ○ 目標 心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小 ・生活の質（QOL）の向上 ○ 基本的な方向 <ul style="list-style-type: none"> (1)個人の行動と健康状態の改善 (2)社会環境の質の向上 (3)ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり <p>根拠：健康増進法第8条第1項</p>	第5次国民健康づくり対策（健康日本21（第三次）） 〈R6～R17〉
鹿児島県循環器病対策推進計画 (健康増進課)	R6.3 〈R6～R11〉 R4.3 策定 R6.3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県の循環器病対策に関する計画 ○ 全体目標 2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少 ○ 施策体系 <ul style="list-style-type: none"> (1)循環器病予防の取組の強化 (2)離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実 (3)循環器病患者等を支えるための環境づくり (4)循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備 <p>根拠：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項</p>	第2期循環器病対策推進基本計画 〈R5～R10〉
鹿児島県がん対策推進計画 (健康増進課)	R6.3 〈R6～R11〉 H20.3 策定 H25.3 見直し H30.3 見直し R 6.3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県のがん対策の基本的事項を定めた計画 ○ 理念 共に支え合い、誰一人取り残さないがん対策を推進し、すべての県民とがんの克服を目指す ○ 全体目標 <ul style="list-style-type: none"> (1)科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 (2)患者本位で持続可能ながん医療の提供 (3)がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 <p>根拠：がん対策基本法第12条</p>	第4期がん対策推進基本計画 〈R5～R10〉

計画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国(の)計画
鹿児島県歯科口腔保健計画 (健康増進課)	R6. 3 <R6～R17> H25. 3 策定 R 6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県の歯科口腔保健施策の総合的な実施に係る計画 ○ 全体目標 歯・口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小 ○ 施策の方向 <ol style="list-style-type: none"> (1)歯科疾患の予防・口腔機能の獲得・維持・向上 (2)定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進等 <p>根拠：歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項 かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例第11条</p> 	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 <R6～R17>
鹿児島県感染症予防計画 (感染症対策課)	H12. 3 策定 (H16. 3 改定) R 6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するための計画 ○ 施策の方向性 <ol style="list-style-type: none"> (1)感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策等 (2)新興感染症の発生に備えた医療提供体制の確保 ○ 厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標 平時から新興感染症発生時の医療提供体制を確保するための数値目標を設定 <p>根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>	感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針
鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画 (感染症対策課)	H26. 2 策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県の新型インフルエンザ等の対策に関する計画 ○ 基本的な方針 <ol style="list-style-type: none"> (1)感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。 (2)県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 ○ 主要項目 <ol style="list-style-type: none"> (1)実施体制 (2)サーベイランス・情報収集 (3)情報提供・共有 (4)予防・まん延防止 (5)医療 (6)県民生活及び県民経済安定の確保 <p>根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条</p> 	新型インフルエンザ等対策政府行動計画

計画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国(の)計画
鹿児島県障害者計画 (障害福祉課)	R5. 3 〈R5～R9〉 [実施計画] ①かごしまい きいき障害者 プラン 21 〈H15～H19〉 ②鹿児島県障 害福祉計画 〈H18～H20〉 〈H21～H23〉 〈H24～H26〉 〈H27～H29〉 〈H30～R2〉 〈R3～R5〉 〈R6～R8〉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県の障害者施策に関する基本的な計画 ○ 基本的な方針 目指す姿：障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり 基本方針：①地域社会における共生等 ②障害者差別の禁止 ○ 重点施策 (1)県民の理解促進 (2)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (3)まちづくりの推進 (4)障害福祉サービス提供体制の充実等 <p>根拠：障害者基本法第11条第2項</p>	障害者基 本計画 〈R5～ R9〉
鹿児島県自殺対策計画 (障害福祉課)	R6. 3 〈R6～R10〉 H31. 3 策定 R6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現をめざし、総合的な自殺対策を推進するための計画 ○ 基本方針 (1)生きることの包括的な支援として推進 (2)関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進等 ○ 重点施策 (1)高齢者に対する取組 (2)生活困窮者に対する取組 等 <p>根拠：自殺対策基本法</p>	自殺総合 対策大綱
鹿児島県アルコール 健康障害対策推進計画 (障害福祉課)	R6. 3 〈R6～R10〉 H31. 3 策定 R6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県のアルコール健康障害対策を総合的に推進するための計画 ○ 基本理念 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止とアルコール健康障害を有する者とその家族に対する支援の充実 ○ 基本的な方向性 (1)教育の振興等 (2)健康診断及び保健指導 等 <p>根拠：アルコール健康障害対策基本法</p>	アルコー ル健康障 害対策推 進基本計 画

計画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画 (障害福祉課)	R7. 3 <R7～R10> R3. 3 策定 R7. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 本県のギャンブル等依存症対策に総合的に取り組むための計画 ○ 計画の位置づけ ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく県計画 ○ 施策体系等 <ol style="list-style-type: none"> (1)理解の促進（普及啓発・予防教育の推進） (2)支援の充実（相談支援・治療支援の充実）等 (3)回復への支援（回復支援・社会復帰への支援の充実） (4)基盤の整備 <p>根拠：ギャンブル等依存症対策基本法</p>	ギャンブル等依存症対策推進基本計画
鹿児島県動物愛護管理推進計画 (生活衛生課)	R3. 3 <R3～R12> H19. 3 原計画 H26. 3 見直し R3. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 動物愛護や終生飼養についての県民の更なる意識向上を図り、犬・猫の殺処分ゼロを目指すための計画 ○ 計画目標 人と動物の共生する地域社会の実現 ○ 施策体系等 <ol style="list-style-type: none"> (1)動物愛護思想の普及の推進 (2)適正飼養等の推進 (3)県民と動物の安全確保 (4)関係者間の協働関係の構築 <p>根拠：動物の愛護及び管理に関する法律第6条</p>	動物の愛護及び管理に関する法律
鹿児島すこやか長寿プラン 2024 (高齢者生き生き推進課)	R6. 3 <R6～R8> H 6. 3 作成 H12. 3 見直し H15. 3 見直し H18. 3 見直し H21. 3 見直し H24. 3 見直し H27. 3 見直し H30. 3 見直し R3. 3 見直し R6. 3 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の概要・趣旨 高齢者の地域での生活を支えていくため県の高齢者福祉施策や市町村支援の方向性を示す計画 ○ 重点目標 <ol style="list-style-type: none"> (1)健康づくりと社会参加の推進 (2)地域で高齢者を支える持続可能な仕組みづくり ○ 施策の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1)介護人材の確保及び生産性向上 (2)地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組 (3)認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保 (4)介護給付等対象サービス基盤の充実 <p>根拠：老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条</p>	

○計画期間の一覧

現行の計画名	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
鹿児島県保健医療計画 〈R6～R11〉 （保健医療福祉課）		中間見直し		改訂作業		
鹿児島県医療費適正化計画 〈R6～R11〉 （保健医療福祉課）				改訂作業		
鹿児島県医師確保計画 〈R6～R8〉 （医師・看護人材課）				改訂作業		
鹿児島県看護人材確保計画 〈R3～R7〉 （医師・看護人材課）					改訂作業	
鹿児島県国民健康保険運営方針 〈R6～R11〉 （国民健康保険課）	第2期			第3期		
改訂作業						
鹿児島県地域福祉支援計画 〈R6～R10〉 （社会福祉課）				策定		
健康かごしま21 〈R6～R17〉 （健康増進課）				策定		
鹿児島県循環器病対策推進計画 〈R6～R11〉 （健康増進課）				策定		
鹿児島県がん対策推進計画 〈R6～R11〉 （健康増進課）				策定		
鹿児島県歯科口腔保健計画 〈R6～R17〉 （健康増進課）				策定		
鹿児島県感染症予防計画 H12.3 策定（R6.3 改定） （感染症対策課）		策定		改訂作業		
鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画 （H26.2 策定） （感染症対策課）				改訂作業		

現行の計画名	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
鹿児島県障害者計画 〈R5～R9〉 (障害福祉課)			策定			
鹿児島県障害福祉計画 (鹿児島県障害児福祉計画) 第6期 第7期				策定		
鹿児島県第2期自殺対策 計画 〈R6～R10〉 (障害福祉課)			改訂作業	第2期		
鹿児島県第2期アルコー ル健康障害対策推進計画 〈R6～R10〉 (障害福祉課)			改訂作業	第2期		
第2期鹿児島県ギャンブ ル等依存症対策推進計画 〈R7～R10〉 (障害福祉課)		第1期		改訂作業	第2期	
鹿児島県動物愛護管理推 進計画 〈R3～R12〉 (生活衛生課)	策定					
鹿児島すこやか長寿プラ ン 2024 〈R6～R8〉 (高齢者生き生き推進課)			改訂作業			改訂作業

(2) 主な計画等概要

① 鹿児島県保健医療計画

1 根拠法令

医療法第30条の4第1項

2 計画期間

令和6年度から令和11年度まで

3 基本理念

「県民が健康で長生きでき、安心して必要な医療を受けられる鹿児島」
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 総論	計画の策定、本県の概要、地域診断
(2) 保健医療圏	保健医療圏の役割、基準病床数 等
(3) 健康づくり・疾病予防の推進	健康の増進、保健対策・疾病予防対策の推進
(4) 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備	医療提供体制の整備、安全・安心な医療提供体制の整備
(5) 安全で質の高い医療の確保	医療従事者の確保及び資質の向上、医療連携体制の構築、疾病別・事業別の医療連携体制 等
(6) 地域包括ケア体制の整備充実	介護サービス等の充実、在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備、医療と介護の連携、高齢者の支援、障害者・難病患者等の支援
(7) 2025（平成37）年に向けた地域の医療提供体制の構築（地域医療構想）	地域医療提供体制の概要等、人口推計及び医療提供体制の現状等、構想区域と病床の必要量（必要病床数）、地域医療構想の推進、外来医療計画
(8) 健康危機管理体制等の整備	健康危機管理対策の推進、安全で衛生的な生活環境の確保
(9) 持続可能な医療保険制度の構築	医療費適正化の推進、後期高齢者医療制度の円滑な運用
(10) 計画の推進方策	数値目標の設定、計画の推進体制と役割 等
(11) 圏域編	二次保健医療圏の概要、各圏域の人口構造の変化の見通し及び医療連携体制

5 外来医師偏在指標

病床種別	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床 及び 一般病床	鹿児島	8,434	11,003	3,580
	南薩	833	2,427	1,088
	川薩	961	1,515	625
	出水	789	993	426
	姶良・伊佐	1,976	3,370	1,648
	曾於	522	938	586
	肝属	1,747	1,959	583
	熊毛	214	444	11
	奄美	959	1,714	585
計		16,435	24,363	9,132
精神病床	県全域	8,046	9,527	
結核病床	県全域	111	111	
感染症病床	県全域	45	45	

② 鹿児島県医療費適正化計画

1 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項

2 計画期間

令和6年度から令和11年度まで

3 計画の推進方策

現状分析等を行い課題を抽出

- 県民の健康の保持の推進
- 医療の効率的な提供の推進

医療費の適正化

健康寿命の延伸・QOLの向上

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 計画の概要	計画策定の趣旨、他計画との関係 等
(2) 医療費を取り巻く現状と課題	医療費の動向、生活習慣病等を巡る状況、医療の提供体制を巡る状況 等
(3) 医療費適正化に向けた目標と取組	
① 県民の健康の保持の推進	健康意識の向上、生活習慣病等の予防、高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進、健康保持推進体制の強化
② 医療の効率的な提供の推進	病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進、後発医薬品の使用促進、受診の適正化及び医薬品の適正使用の推進
(4) 計画の推進	PDCAに基づく計画の推進、計画の推進体制 等

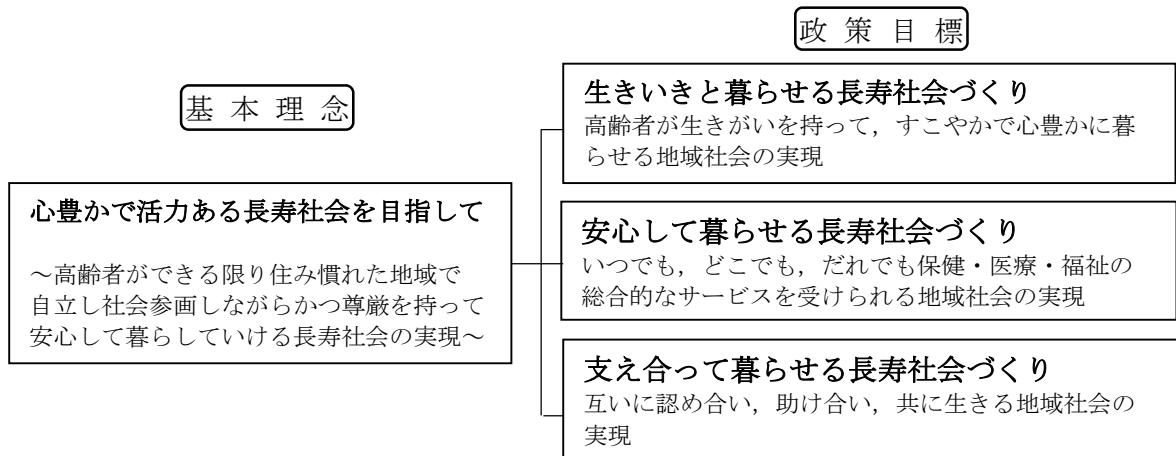
5 目標値

項目	目標
住民の健康の保持の推進	<ul style="list-style-type: none">○特定健診実施率：70%以上 (R11)○特定保健指導実施率：45%以上 (R11)○メタボ該当者・予備群減少率：H20年度比25%以上減少 (R11)○成人喫煙率：12%以下 (R15)○予防接種率（風しん・麻しん・結核）：95%以上○脳血管疾患の年齢調整死亡率：減少 (R11)○虚血性心疾患の年齢調整死亡率：減少 (R11)○糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数 ：12.2以下 (R15)○長寿健診の受診率：36.2%以上 (R11)○リハビリ専門職等を活用している市町村数 ：43市町村以上 (R11)○がん検診の受診率：60%以上 (R11)
医療の効率的な提供の推進	<ul style="list-style-type: none">○退院調整率：95%以上 (R11)

③ 鹿児島すこやか長寿プラン 2024

「鹿児島すこやか長寿プラン 2024」は、本県における高齢者の保健・医療・福祉等に関する各種施策について、総合的かつ計画的に推進するための基本的方向を明らかにするものであり、この計画では、高齢者地域での生活を支えていくため、県の高齢者福祉施策や市町村支援の方向性を示している。

1 基本理念及び基本的な政策目標



2 施策の展開

重 点 目 標	・健康づくりと社会参加の推進 ・地域で高齢者を支える持続可能な仕組みづくり
主 要 施 策	健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、生涯を通じた主体的な健康づくりや疾病予防の取組の施策を推進します。また、地域づくりの担い手としての社会参加や生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図るための施策を推進します。
① 健康づくりと社会参加の推進	「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができる」ために、日常生活の場(日常生活圏域)において、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが、各地域の実情に応じたかたちで、一体的、効果的、持続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を推進します。
② 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組	認知症になつてもできる限り住み慣れた地域で社会参画しながら尊厳を持って地域の人々とともに暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の方の状態に応じて切れ目のないサービスの提供を行うこと、国及び市町村の施策との連携を図ること、認知症の人や家族の視点を重視することを基本としつつ、「共生」と「予防」を車の両輪として、総合的に施策を推進します。
③ 認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保	高齢者にとって安心できる医療の給付など、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進し、増大する高齢者に係る医療費が適切なものとなるような施策を推進します。
④ 高齢者医療の適切な推進	介護保険財政の安定的な運営や公平・公正な要介護認定の確保により、介護保険制度の持続可能性の確保に努めるとともに、介護サービスの質の確保・向上や多様な介護サービスの提供ができるようにするための施策を推進します。
⑤ 介護給付等対象サービス基盤の充実	高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で快適で安全な生活を送ることができるよう、高齢者の住みよいまちづくりや高齢者の安全な暮らしづくりのための施策を推進します。
⑥ 高齢者の快適で安全な生活の確保	高齢者が質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・確保や介護現場の生産性向上を図るための施策を推進します。
⑦ 介護人材の育成・確保及び介護現場の生産性向上	計画を効果的に推進していくための方策を定めるとともに、目標等の進捗状況の把握と適切な進行管理を行います。
⑧ 計画の推進対応	

3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年計画で、令和8年度に見直しを行う。

④ 健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）

【健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）の概要】

1 根拠法

健康増進法

2 計画策定年度

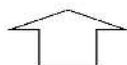
令和5年度（令和6年3月）

3 計画期間

令和6年度～令和17年度
(中間評価 令和11年度)

4 目標

心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造
・健康寿命の延伸と健康格差の縮小
・生活の質（QOL）の向上



5 基本的な方向

- ① 個人の行動と健康状態の改善
- ② 社会環境の質の向上
- ③ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

6 計画策定の新たな視点

- 健康に関心の薄い者など幅広い世代に対して、生活習慣を改めることができるようアプローチ
- 行政だけでなく、多様な主体を巻き込んだ健康づくりの取組の推進

7 施策及び目標の設定

国の基本方針等を踏まえ、施策及び目標を設定する。

8 目標項目・目標値の設定

59の目標項目について、101の目標値を設定する（再掲を除く）。

【計画の概要】

1 根拠法

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法
(令和元年12月施行)

2 計画策定年度 令和5年度(令和6年3月)

3 計画期間 令和6年度～令和11年度

4 推進イメージ

<目標>

**2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び
循環器病の年齢調整死亡率の減少**

<取組>

【県・医師等保健医療関係者】

- ・循環器病予防の取組の強化
- ・離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実
- ・循環器病患者等を支えるための環境づくり
- ・循環器病対策を推進するため必要な基盤の整備

【県民】

- ・正しい知識の取得
- ・生活習慣の改善
(「健康かごしま21」に基づく健康増進の推進)
- ・健(検)診受診
- ・保健指導実施
- …等



<現状・課題>

食生活・健(検)診受診等の生活習慣

- ・食塩摂取量が多い
- ・野菜摂取量が少ない
- ・健診受診率が低い
- …等



循環器病の危険因子 (糖尿病・高血圧等)

- ・高血圧有病者、糖尿病有病者、脂質異常症有病者が多い
- ・歯周病対策が必要
- …等



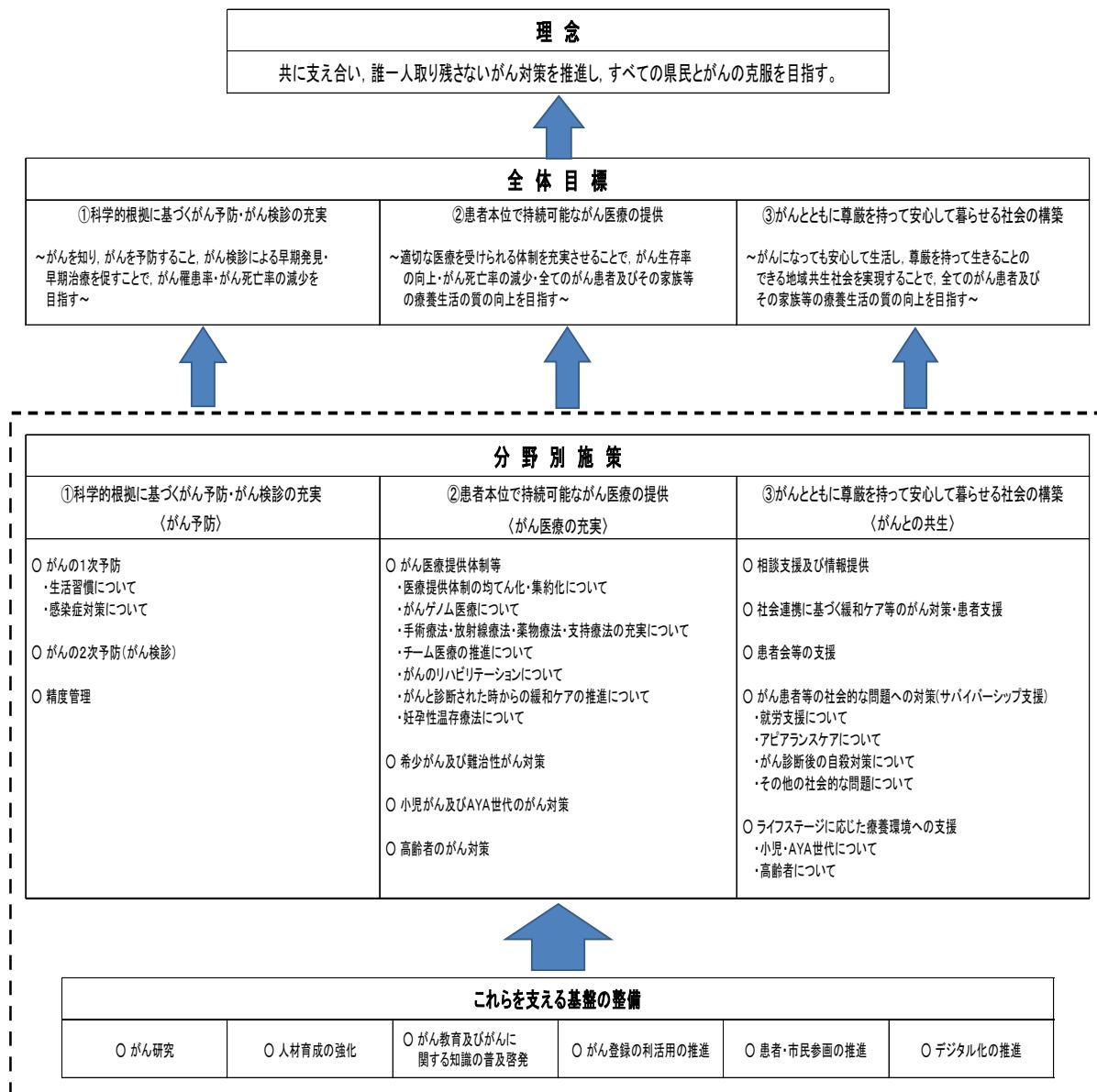
脳卒中・心疾患等の死亡率

- ・専門医の偏在
- ・救急搬送体制等医療を取り巻く連携体制の強化が必要
- …等

⑥ 鹿児島県がん対策推進計画

「鹿児島県がん対策推進計画」は、「共に支え合い、誰一人取り残さないがん対策を推進し、すべての県民とがんの克服を目指す」ため、本県のがん対策の更なる充実はもとより、がん対策の基本的事項を定めて、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。

「鹿児島県がん対策推進計画」(R6~11)理念・全体目標・分野別施策



計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、がん対策基本法において、「都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」とされている。

⑦－1 鹿児島県障害者計画（第5次）

1 計画の目的等

(1) 根拠法令

障害者基本法第11条第2項

(2) 計画策定の目的

本県の障害者施策に関する基本的な計画として、基本的な方針や各施策の基本的方向を定めるもの（※ 内閣府が策定する「障害者基本計画」を基本として、本県の障害者の状況等を踏まえて策定）

実施計画として、別途、県障害福祉計画を定め、数値目標等を設定

(3) 計画期間（5年間）

令和5年度～令和9年度

2 目指す姿

障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

[かごしま未来創造ビジョンの施策の基本方向]

3 基本的な方針（障害者基本法第3条、第4条）

- 地域社会における共生等
- 障害者差別の禁止

4 計画の構成

章	記載事項（主なもの）
1 総論	計画策定の趣旨、障害のある人の現状など
2 重点的に取り組む施策	県民の理解促進、差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止、まちづくりの推進など
3 分野別施策の基本的方向	防災・防犯等の推進、保健・医療の推進、教育の振興、雇用・就業等の支援など
4 推進体制等	連携・協力の確保、計画の評価・管理など

⑦－2 鹿児島県第7期障害福祉計画

1 計画の目的等

- (1) 根拠法令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第89条第1項
児童福祉法第33条の22第1項
- (2) 計画策定の目的
鹿児島県障害者計画の実施計画で、障害福祉サービス等の必要量を見込むとともに、サービス確保の方策等を定めることで、障害福祉サービス等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにする。
- (3) 計画期間（3年間）
令和6年度～令和8年度

2 基本理念

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組定着

3 重点的に取り組む施策

- (1) 県民の理解促進
- (2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (3) まちづくりの推進
- (4) 障害福祉サービス提供体制の充実
- (5) 地域移行の支援
- (6) 障害児の支援
- (7) 社会参加の促進
- (8) 雇用・就業の支援
- (9) 離島における対策

4 成果目標（令和8年度）

「福祉施設入所者数の削減見込」など全23項目設定。

⑧ 鹿児島県第2期自殺対策計画

1 計画の目的等

- (1) 根拠法令
自殺対策基本法第13条
- (2) 計画策定の目的
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進する。（全庁的な取組として、自殺対策を推進する。）
- (3) 計画期間（5年間）
令和6年度～令和10年度

2 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県を目指す

3 基本施策・重点施策

- (1) 基本施策
 - ① 住民への啓発と周知
 - ② 生きることへの促進要因への支援
 - ③ 地域におけるネットワークの強化
 - ④ 自殺対策を支える人材の育成
 - ⑤ 市町村等への支援の強化
- (2) 重点施策
 - ① 高齢者（60歳以上に対する取組）
 - ② ハイリスク（自殺未遂者等）に対する取組
 - ③ 子ども・若者に対する取組
 - ④ 被雇用者・勤め人に対する取組
 - ⑤ 生活困窮者に対する取組
 - ⑥ 女性に対する取組

4 成果目標

令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少

平成27年19.0 → 令和8年13.3以下

本計画の運用期間（令和6年～10年）では、令和10年で13.3以下

⑨ 鹿児島県第2期アルコール健康障害対策推進計画

1 計画の目的等

(1) 根拠法令

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項

(2) 目的

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階での防止を図り、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進する。

(3) 計画期間（5年間）

令和6年度～令和10年度

2 基本理念

- ・ アルコール健康障害の各段階に応じた防止対策を適切に実施
- ・ 当事者や家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援
- ・ アルコール健康障害に関連して生ずる問題に関連する施策との有機的な連携への配慮

3 基本施策

- (1) 教育の振興、不適切な飲酒の誘引防止
- (2) 健康診断及び保健指導
- (3) 飲酒運転等をした者に対する指導、相談支援、社会復帰の支援
- (4) 民間団体等の活動に対する支援
- (5) 人材の確保・研究調査の推進等

4 成果目標

目標項目	指標	対象	ベースライン値 (2011年度)	直近値 (2022年度)	全国値 (2019年)	県の目標値 (2033年度)
(1) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少（※1）	1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合	成人	13.6% (男性) 6.0% (女性)	13.3% (男性) 7.4% (女性)	14.9% (男性) 9.1% (女性) (2019年)	12% (男性) 5% (女性)
(2) 未成年者の飲酒をなくす（※1）	飲酒をしている者の割合	中学3年生	1.0% (男子) 2.0% (女子)	0.2% (男子) 0.2% (女子)	3.8% (男子) 2.7% (女子) (2019年)	0% (男子) 0% (女子)
		高校3年生	4.8% (男子) 2.8% (女子)	0.8% (男子) 0.2% (女子)	10.7% (男子) 8.1% (女子) (2019年)	0% (男子) 0% (女子)
(3) 妊娠中の飲酒をなくす（※1）	飲酒をしている者の割合	妊娠中の者	6.2% (2009年)	0.6% (2021年)	0.9% (2021年)	0%
(4) 地域における相談拠点（※2）	相談拠点数	—	—	1か所	—	2か所以上
(5) アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関（※2）	専門医療機関数	—	—	4か所	—	5か所以上

⑩ 第2期鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画

1 計画の目的等

(1) 根拠法令

ギャンブル等依存症対策基本法第13条

(2) 目的

ギャンブル等依存症対策に総合的に取り組む

(3) 計画期間（4年間）

令和7年度～令和10年度

2 基本理念

県民がギャンブル等依存症に対する関心と理解を深め、相談・治療回復に繋がりやすい環境によって、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が、日常生活・社会生活を円滑に営む事ができるように支援を行う。

・ギャンブル等依存症に関連して生ずる学業不振、不登校、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関する施策と有機的な連携を図る。

・ギャンブル等依存症は、インターネットやゲームとの親和性が高く、若年層からの発症予防を図る。

3 基本施策

(1) 理解の促進（普及啓発・予防教育の推進）

(2) 支援の充実（相談支援・治療支援の充実）

(3) 回復への支援（回復支援・社会復帰への支援の充実）

(4) 基盤の整備

4 成果目標

目標項目（指標）	現状（R5年度）	目標値（R10年度）
ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発活動 (大学・高等学校等への予防教育等の実施含)	2回	年5回以上
依存症専門医療機関及び治療拠点機関との連携 (協議会、実務者会議等)	3回	年3回以上
医療機関・相談機関等における支援者の養成 (国研修終了者)	26人	46人以上 (年間4人以上)
【新】ギャンブル依存症に対応している医療機関の拡充	42機関	42機関以上
【新】依存問題サポーター（仮称）の養成	-	年間100人

※()内は本節の対応頁

鹿児島県動物愛護管理推進計画（概要版）

基本的考え方

1. 計画改定の趣旨 (第1章: p.1)

動物愛護管理法及び国が示す基本指針の改正を機に、これまでの取組状況を踏まえて、動物愛護や終生飼養についての意識向上を図り、犬・猫の殺処分ゼロを目指すため、計画の見直しを行う。

2. 計画の期間 (第1章4: p.1)

令和3～12年度の10年間とし、5年後を目途に見直しを行う。
※鹿児島県全域を対象とする。

施策推進のための数値目標

(第4章第1節: p.26)

- 犬・猫の保険・引取り頭数が2,000頭を超える状況
- 飼い主のいない猫の引取り頭数が比較的多く横ばいの状況
- 飼養や譲渡が困難な子猫の割合がが高い
- 改正動物愛護法による犬・猫販売時のマイクロチップ装着義務化や動物の適正飼養のための規制強化、運営・虐待に対する罰則強化

(第2章: p.3～14、第3章: p.15～25)

- 【数値目標の達成に向けた取組】
 ●犬・猫の保険・引取り頭数を減少させる。
 ●返還・譲渡頭数（率）を増加させる。
 ↓
 犬猫分頭数の減少

現状と課題

基本的な方針と講ずべき施策等

方針1 動物愛護思想の普及の推進

- (1) 動物の愛護及び管理の普及啓発
 -ホームページやSNSを利用した普及啓発
 -動物愛護教室等の充実

方針3 県民と動物の安全確保

(1) 犯害対策

- 市町村や関係団体等との情報共有と協力体制の整備
- 災害時に備えて準備すべき点について周知

方針4 関係者間の協働関係の構築

(1) 人材育成

- 模範的飼養者の育成
- 関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援
- 動物愛護管理行政担当者の専門的な知識及び技術習得
- 調査研究の推進
- 動物の愛護及び管理に関する科学的情見等の情報収集

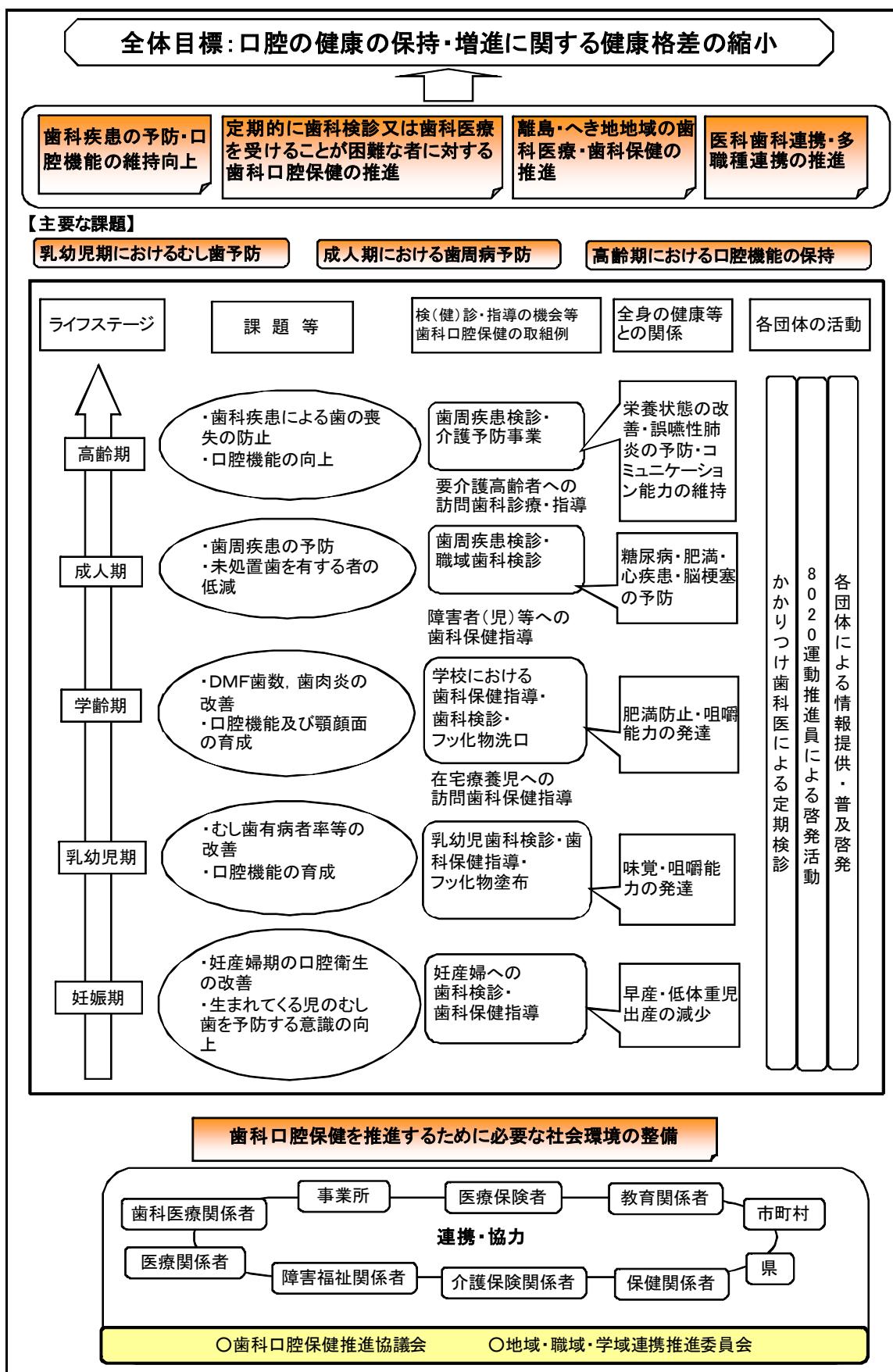
事項	R12年度目標
犬・猫の譲渡率	70%以上
犬・猫の殺処分頭数	350頭以下 (うち譲渡の大・猫) (0頭)
動物愛護教室等の実べ参加者数	3,000人以上

UP

方針2 適正飼養等の推進
(1) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> 監察等と連携した適業及び虐待の防止 動物愛護センターを拠点としたしつけ方教室等の開催
(2) 犬・猫の保護及び引取頭数を減少させるための取組 <ul style="list-style-type: none"> 飼養に対する終生飼養の重要性の啓発、指導 不妊去勢手術、屋内飼養の重要性の啓発 地域猫活動への理解促進と支援
(3) 過疎・譲議の推進 <ul style="list-style-type: none"> マイクロチップや迷子札の普及促進（所有者明示） SNSやホームページを活用した譲渡情報の発信 犬猫の受け入れが可能な動物愛護団体との協働の推進 ミルクボランティアの支援
(4) 動物による危害防止と周辺環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防注射の徹底及び動物由来感染症予防の啓発 咬傷事故等発生防止のための適正飼養の啓発及び指導 多頭飼育者に対する指導と福祉部局等との連携の強化
(5) 動物取扱業の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 新たな規制の周知と動物取扱責任者研修会等の開催
(6) 産業動物等の適正な取扱いの推進 <ul style="list-style-type: none"> 関係部局と連携した普及啓発

計画の目標：「人と動物の共生する地域社会の実現」

歯科口腔保健の推進体系



鹿児島県地域福祉支援計画の概要について	
計画策定の趣旨	<p>地域福祉を取り巻く状況の変化や国の実現に向けた動きなどを踏まえ、市町村の地域福祉推進の取組を支援するため、鹿児島県地域福祉支援計画を策定する。</p>
計画の位置付け	<p>社会福祉法第108条の規定に基づき定める計画で、「かごしま未来創生ビジョン」(令和4年3月改訂)を踏まえ、「鹿児島すこやか長寿プラン2021(鹿児島県高齢者保健福祉計画)」などの個別計画の上位計画として、地域共生社会の実現に向け取り組むための施策の方針性等を取りまとめるもの。</p>
支援施策の展開	<p>1 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに応じた公的サービスの充実 2 生活困窮者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援制室に基づく支援 ○ アワトリーチ等による早期把握、制度の周知や関係機関等ネットワーク構築 ○ 仕事事業の実施による包括的支援の県下全域での展開 ○ 子どもの貧困対策を含む生活支援対策の推進 3 重層的支援体制整備の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内市町村における重層的支援体制整備事業の実施促進 4 権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進と人権に関する相談体制の充実 ○ 差別解消のため、障害者差別解消及び条例に関する県民の理解促進 ○ 福祉サービス利用支援事業の利用促進 ○ 高齢者等への虐待防止の普及啓発、事業者等への研修や関係機関との連携強化 5 福祉サービスの質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの質の評価や情報提供の推進 ○ 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査 ○ 福祉サービスの相談支援体制の整備
計画策定の理念	<p>誰もが役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現</p>
計画期間】令和6年度～令和10年度(5年間)	<p>2 地域住民等の福祉活動への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 共助の取組強化 ○ NPO、ボランティア等の多様な活動を推進 ○ 地域住民による各種ボランティア活動の促進 ○ 高齢者の社会参加促進 ○ 市町村・関係団体との連携 </p> <p>3 市町村における体制づくりへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村地域福祉計画策定・改定支援 ○ 市町村における包括的支援体制の構築に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における包括的支援体制づくりの支援 ○ 市町村における包括的支援体制づくりの支援 ○ スクールソーシャルワーカーの配置・活用による教育相談体制の整備・充実 ○ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談、助言等の実施 ○ 地域課題の解決体制の構築 ○ 多様な主体との協働による持続可能な地域づくりに向けた取組の推進 ○ 埠点機能の強化 3 県社会福祉協議会等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な主体との連携促進 </p>

⑯ 鹿児島県医師確保計画

「鹿児島県医師確保計画」の要点

1 計画策定の背景・考え方

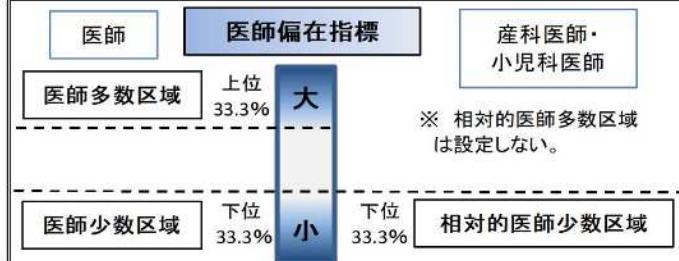
背景・必要性

医師の偏在は、地域間、診療科間において、長期にわたり、課題として認識されながら、未だに解消されていないことから、データに基づいた実効的な医師偏在対策が必要とされている。

なお、診療科別では、政策医療の観点などから、産科・小児科における医師偏在対策を急ぐ必要がある。

考え方

医療法の改正により、地域ごとの医師数の比較に医師偏在指標が導入（従来の人口10万人対医師数では不十分）されたことに伴い、この指標により算定した下位33.3%を医師少数区域（診療科別では相対的医師少数区域）として設定し、この少数区域を脱することを基本とする医師確保計画を保健医療計画の一部として策定する。



目標

医療法第30条の4第1項に基づく計画であり、計画期間は第1期は4年（R2～R5）で、その後3年ごとに実施・達成を積み重ねる。

→ 1計画期間ごとに医師少数区域がこれを脱することを基本としながら、令和18年に医師偏在是正を達成する。

医師少数スポット

医師少数区域以外で、局所的に医師が少ない地域を設定する。



2 計画の体系・概要

体系

医師確保計画

第1章 総論

第2章 医師の確保

第3章 計画の効果測定・評価

第1節 医師の確保

第2節 診療科別医師の確保

1 産科医
2 小児科医

概要

(1) 医師確保の方針

① 医師少数区域

出水二次医療圏、曾於二次医療圏、熊毛二次医療圏

目標医師数の達成

※ 産科医・小児科医は、偏在対策基準医師数の達成

② 医師少数スポット(16島)

三島村各島、十島村各島、甑島、加計呂麻島、請島、与路島

医師不足の解消

(2) 目標医師数

※ 産科医・小児科医は、偏在対策基準医師数

医師偏在指標が第1期計画終了時点で、下位33.3%を脱するために要する医師数

出水二次医療圏 128人(0人)、曾於二次医療圏 78人(3人)、熊毛二次医療圏 54人(5人)

※ ()書きは追加で確保が必要な医師数

(3) 目標医師数を達成するための施策

① 医師の派遣調整

地域枠医師・自治医科大学卒医師の配置

グループ診療による医師派遣の検討

② 医師のキャリア形成を支援するための施策

キャリア形成プログラムの運用

総合臨床研修センターによる研修

③ 医師の勤務環境を改善するための施策

県医療勤務環境改善支援センターによる支援

④ 地域医療介護総合確保基金の活用

総合的な医師確保対策の推進

効果測定・評価

定期的に計画の達成状況を点検し、PDCAに基づく管理

→ 計画終了時に調査、分析及び評価し、必要に応じて見直し

鹿児島県看護人材確保計画の概要

[策定趣旨]	看護人材の安定的な確保・育成の重要性について、関係機関が共有し、各々の役割や、取り組むべき基本的な方向性をしっかりと認識し、計画的に看護人材の確保・育成を進めていくために策定
[位置付け]	関係機関と連携して計画の実現を目指すとともに、計画を踏まえて各々が自主的に看護人材確保対策の取組みを推進するための基本指針
[期間]	5年間（令和3年度～令和7年度）【必要に応じて見直し】
[進行管理]	「鹿児島県看護職員確保対策検討会」において評価・見直し

看護人材を取り巻く現状		需給推計(令和7年(2025年))																																																																																							
■就業の状況																																																																																									
・就業者数は年々増加しているものの、高年齢化が進行																																																																																									
○就業者数 H20：28,748人 → H30：32,951人 (+4,203人) 60歳以上 H20： 777人 (2.7%) → H30： 3,586人 (10.9%) 30歳未満 H20： 5,779人 (20.1%) → H30： 4,715人 (14.3%)																																																																																									
■供給の状況																																																																																									
・若年人口が減少する中、看護師等学校養成所の受験者数の減少等により、県内の新規就業者数が減少傾向																																																																																									
○看護師等学校養成所の受験者の推移（各年4月） H28：2,774人、H29：2,597人、H30：2,585人、H31：2,255人、R2：2,367人																																																																																									
○県内新規就業者数の推移（各年3月卒） H28：771人、H29：745人、H30：840人、H31：749人、R2：721人																																																																																									
■育成の状況																																																																																									
・複雑・多様化する保健・医療ニーズに対応し看護の質向上を図るための人材育成が必要																																																																																									
○特定行為研修修了者数： 63人（R2年12月末現在） ○認定看護師数： 303人（R2年12月末現在）																																																																																									
○ 令和7年（2025年）の県全体の需要数31,131人に 対して、2,346人の不足との推計 ○ 二次医療圏では、南薩以外で119人～736人の不足 との推計																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>平成26年 (2014年)</th> <th>平成28年 (2016年)</th> <th>平成30年 (2018年)</th> <th colspan="3">令和7年 (2025年)</th> </tr> <tr> <th>従事者数</th> <th>従事者数</th> <th>従事者数</th> <th>需要数 (A)</th> <th>供給数 (B)</th> <th>差引 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td>31,866</td> <td>32,550</td> <td>32,951</td> <td>31,131</td> <td>28,785</td> <td>△ 2,346</td> </tr> <tr> <td>鹿児島</td> <td>14,002</td> <td>14,602</td> <td>14,874</td> <td>13,808</td> <td>13,072</td> <td>△ 736</td> </tr> <tr> <td>南薩</td> <td>3,108</td> <td>3,129</td> <td>3,075</td> <td>2,577</td> <td>2,701</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>川薩</td> <td>2,155</td> <td>2,174</td> <td>2,210</td> <td>2,183</td> <td>1,861</td> <td>△ 322</td> </tr> <tr> <td>出水</td> <td>1,447</td> <td>1,466</td> <td>1,483</td> <td>1,397</td> <td>1,234</td> <td>△ 163</td> </tr> <tr> <td>姶良・伊佐</td> <td>4,531</td> <td>4,629</td> <td>4,660</td> <td>4,275</td> <td>3,986</td> <td>△ 289</td> </tr> <tr> <td>曾於</td> <td>1,090</td> <td>1,082</td> <td>1,065</td> <td>1,260</td> <td>960</td> <td>△ 300</td> </tr> <tr> <td>肝属</td> <td>2,932</td> <td>2,888</td> <td>2,971</td> <td>2,827</td> <td>2,708</td> <td>△ 119</td> </tr> <tr> <td>熊毛</td> <td>540</td> <td>567</td> <td>590</td> <td>797</td> <td>514</td> <td>△ 283</td> </tr> <tr> <td>奄美</td> <td>2,061</td> <td>2,013</td> <td>2,023</td> <td>2,004</td> <td>1,748</td> <td>△ 256</td> </tr> </tbody> </table>							平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	平成30年 (2018年)	令和7年 (2025年)			従事者数	従事者数	従事者数	需要数 (A)	供給数 (B)	差引 (B-A)	県全体	31,866	32,550	32,951	31,131	28,785	△ 2,346	鹿児島	14,002	14,602	14,874	13,808	13,072	△ 736	南薩	3,108	3,129	3,075	2,577	2,701	124	川薩	2,155	2,174	2,210	2,183	1,861	△ 322	出水	1,447	1,466	1,483	1,397	1,234	△ 163	姶良・伊佐	4,531	4,629	4,660	4,275	3,986	△ 289	曾於	1,090	1,082	1,065	1,260	960	△ 300	肝属	2,932	2,888	2,971	2,827	2,708	△ 119	熊毛	540	567	590	797	514	△ 283	奄美	2,061	2,013	2,023	2,004	1,748	△ 256	
	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	平成30年 (2018年)	令和7年 (2025年)																																																																																					
	従事者数	従事者数	従事者数	需要数 (A)	供給数 (B)	差引 (B-A)																																																																																			
県全体	31,866	32,550	32,951	31,131	28,785	△ 2,346																																																																																			
鹿児島	14,002	14,602	14,874	13,808	13,072	△ 736																																																																																			
南薩	3,108	3,129	3,075	2,577	2,701	124																																																																																			
川薩	2,155	2,174	2,210	2,183	1,861	△ 322																																																																																			
出水	1,447	1,466	1,483	1,397	1,234	△ 163																																																																																			
姶良・伊佐	4,531	4,629	4,660	4,275	3,986	△ 289																																																																																			
曾於	1,090	1,082	1,065	1,260	960	△ 300																																																																																			
肝属	2,932	2,888	2,971	2,827	2,708	△ 119																																																																																			
熊毛	540	567	590	797	514	△ 283																																																																																			
奄美	2,061	2,013	2,023	2,004	1,748	△ 256																																																																																			

看護人材確保対策	
1 看護の魅力発信	○小中学生・高校生等を対象とした看護職の普及啓発 ○県政広報番組等を活用した看護の魅力発信 など
2 次代を担う看護人材の養成	○看護師等学校養成所に対する運営費の助成 ○看護師等学校養成所の看護教員等の育成 ○看護学生への修学資金貸与 など
3 職場定着・離職防止の推進	○新人看護師等に対する研修の充実 ○民間立等病院に対する院内保育所運営費の助成 など
4 就業促進・再就業支援	○ハローワークとの連携によるナースセンター利用の促進 ○未就業者・離職者に対する臨床実務研修の実施 など
5 看護の質の向上	○特定行為研修修了者の養成支援 ○中小規模の病院等の看護職員に対する研修支援 ○認定看護師等を講師とした研修の実施 など

指標及び数値目標				
	指標	現状	目標値	出典
1	卒後新人看護職員の県内就業率	55.1% (令和2年3月)	60% (令和8年3月)	看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査
2	ナースセンター紹介による再就業者数	258人 (令和元年度)	304人 (令和7年度)	中央ナースセンター資料
3	「とどけるん」届出者のナースバンク登録率	52.4% (令和元年度)	80% (令和7年度)	県看護協会資料
4	特定行為研修県内修了者数	累計63人 (令和2年12月末)	累計204人 (令和7年末)	医師・看護人材課調べ

第3期鹿児島県国民健康保険運営方針の概要

1 目的等

- 目的：国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村事業の広域的・効率的な運営に関する方針を定める(国保法第82条の2)
- 策定期限：令和6年3月
- 対象期間：令和6年度から令和11年度まで(6年間) ※概ね3年毎に評価、検証を実施

2 市町村国保の現状及び課題

- 被保険者数：(H26) 452千人 → (R3) 366千人 ※約19%減
- 一人当たり医療費：(H26) 393,564円 → (R3) 477,783円 ※約21%増
- 高齢化の進展、医療技術の高度化等により医療費が増加し、県内の市町村は総じて厳しい国保運営となっている。

3 主な内容

(1) 医療に要する費用及び財政の見通し

- 解消・削減すべき赤字が発生し、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、実効的・具体的な取組内容等を定めた健全化計画を策定し、計画的に取組を進める。
- 県は、健全化計画のうち、目標年次や主な取組、赤字の要因分析、法定外繰入等を取りまとめて公表する。

(4) 医療費適正化の取組

- 医療費分析を行い、市町村に情報提供し、効果的・効率的な保健事業実施を支援する。
- 県医療費適正化計画における国保の医療費見込みや一人当たり保険料(税)の機械的な試算を参考とする。

(5) 事務の地域化・標準化

- 事務の標準化等に資する取組
保険料(税)及び一部負担金に係る減免基準の統一について、保険料(税)水準の統一に向けた取組の協議と並行して検討する。

(2) 保険料(税)の標準的な算定方法及びその水準の平準化

- 令和9年度からは、納付金算定において二次医療圏ごとの医療費指數を使用する。その後、医療費指數反映係数である α を徐々に引き下げ、早ければ令和15年度までに $\alpha=0$ とすることを目標とする。
- 最終的には、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料(税)となる「完全統一」を目指す。

【主な数値目標】

- 口座振替の原則化を推進し、口座登録の簡素化が期待されるペイジー端末の導入を推進する。
- 徴収業務の効率化を図り、市町村の徵収担当職員が滞納整理業務に注力できる体制づくりを推進する。
- 赤字の解消・削減く令和10年度までを目標年次>
- 後発医薬品の使用割合：数量シェア85%以上
- 保険料(税)の納付における口座振替率：40%以上
- 特定健診・特定保険指導実施率：60%以上
- 糖尿病性腎症による新規透析導入者数：平成30年度(124人)より減少
- メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率※平成20年度比25%以上
- ※ = 特定保険指導対象者数の減少率とする。

鹿児島県感染症予防計画の概要

計画改定の経緯

新型コロナウイルス感染症の判定の際に生じた、病床の確保、医療入院者の確保など様々な課題を踏まえ、国は、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療」に関する法律(以下、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」)を制定し、令和5年5月に「感染症の予防の総合的推進を図るために基本的な指針」を改正した。県は、改訂後の基本指針に基づき「県感染症予防計画」の改定を行う。

計画の位置づけ

⑦鹿児島県感染症予防計画

令和6年3月改定

【計画の見直し】状況変化等に的確に対応するため、国の基本指針の見直しに合わせて検討を行う

計画の構成

【計画の見直し】状況変化等に的確に対応するため、国の基本指針の見直しに合わせて検討を行う

基本的な方向

【計画の見直し】状況変化等に的確に対応するため、国の基本指針の見直しに合わせて検討を行う

【計画の見直し】状況変化等に的確に対応するため、国の基本指針の見直しに合わせて検討を行う

主な施策

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	(2) 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における医療提供体制 ^(⑤)	第10 外出自歓対象者の療養生活の環境整備 ^(⑥)
・事前対応型行政としての感染症対策の実施	・入院を担当する第一種協定指定医療機関の指定 ・宿泊施設の運営体制の構築 ・市町村に連携・情報交換及び生活支援	(1) 体制の確保及び支援 ・健康危機管理の観点に立った迅速かつ正確な対応 ・保健所及び市町・県民・医師等への委託の検討
・県連携協議会における実施状況の検証 ^(⑤)	・発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を担当する第二種協定指定医療機関の指定(協定締結) ・後方支援人材派遣体制の整備(協定締結)	・民間事業者等への委託の検討
・保健所及び地方衛生研究所等の体制整備や人材育成等 ^(⑤)	・医療機関における個人護送具の備蓄(協定締結) ・円滑な入院調整体制の構築 ・高齢者施設等に対する医療支援体制の構築	・施設における感染対策 ・感染対策の実行ができる体制の確保
第2 感染症の発生の予防のための施策	(3) 一般的医療機関における感染症の患者に対する医療の提供及び感染症のまん延の防止 ^(⑤)	(2) 施設における感染対策 ・介護サービス事業者等との連携
・全国一律の基準及び体系による感染症発生動向調査の実施	・医療機関における個人護送具の備蓄(協定締結) ・高齢者施設等に対する医療支援体制の構築	・(3) 関係機関及び関係団体との連携 ・介護サービス事業者等との連携
第3 感染症のまん延の防止のための施策	(4) 医薬品等の確保 ^(⑤)	第14 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 ^(⑥)
・感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を行う	・国と連携した必要な医薬品等の確保	(1) 感染症に関する人材の養成及び資質の向上 ・感染症に関する講習会等の実施
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	・国・地方衛生研究所等における情報の収集、調査及び研究 ・病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	(2) IH-EATの活用 ^(⑤) ・IH-EAT要員による支援体制の確保 ・IH-EAT要員の活動を想定した保健所における実践的な訓練の実施
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上 ^(⑤)	・地方衛生研究所等における病原体等の検査体制及び検査能力の整備・管理 ・新規感染症に備えた民間検査機関等と検査の協定締結	(3) 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上 ^(⑤) ・大学と連携した専門知識を有する医療従事者の養成 ・新規感染症の発生を想定した研修・訓練の実施又は参加 ・人材派遣のための研修・訓練の実施
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保	第7 感染症の患者の移送のための体制の確保 ^(⑤)	第15 感染症の予防に関する保健所の体制の確保 ^(⑥)
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保 ^(⑤)	・移送訓練・演習 ^(⑤)	・保健所の人員体制の構築や設備等の整備 ・ICTの活用など業務の効率化の推進 ・感染症発生時ににおける協力体制の整備
第8 厚生労働省令で定める体制の確保に係る数値目標 ^(⑤)	・関係者による移送訓練や演習等の定期的な実施	
第9 宿泊施設の確保 ^(⑤)	・(2) 関係機関及び関係団体との連携 ・消防機関と医療機関との情報共有の枠組みの整備	
第10 外出自歓対象者の療養生活の環境整備 ^(⑥)	・新規感染症に備えた民間検査機関等と検査の協定締結	
第11 感染症の予防又はまん延の防止のための総合調整、指示の方針 ^(⑤)	・(3) 関係機関と医療機関との連携 ・消防機関と医療機関との情報共有の枠組みの整備	
第12 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保 ^(⑤)	・前記の医療の提供 ^(⑤)	
第13 感染症に関する啓発及び正しい知識の普及及び資質の向上等の人格の尊重	・(4) 宿泊施設の確保 ^(⑤)	
第14 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	・宿泊施設の運営(医療、看護職)	
第15 感染症の予防に関する保健所の体制の確保 ^(⑤)	・(5) 数値目標 ^(⑤)	
第16 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策	・(6) その他の感染症の予防に関する重要事項	

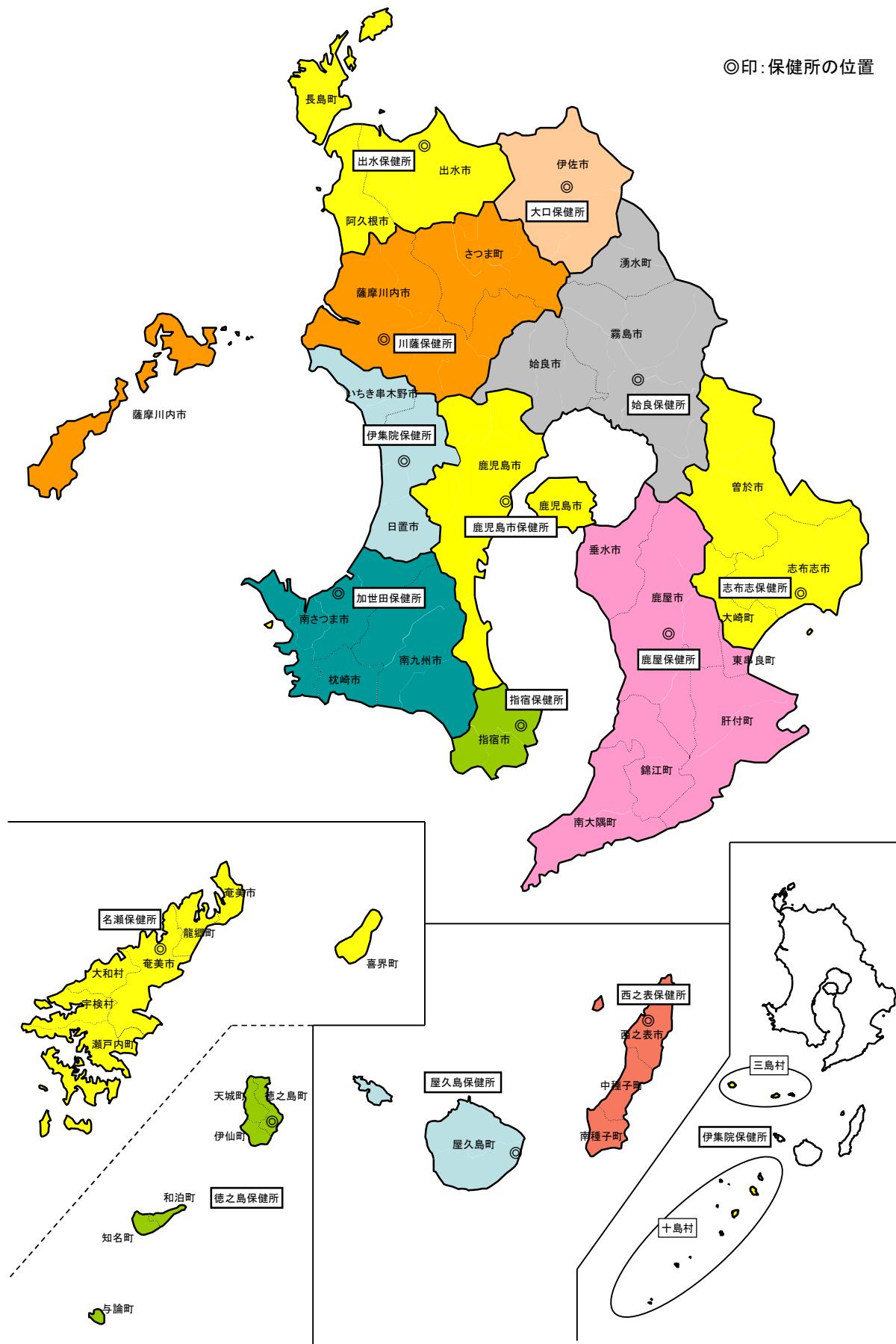
項目	【流行初期】 (発生公表後3か月まで)	【流行中期以降】 (発生公表後6か月まで)	項目	目標値
医療提供体制	入院(感染症病床含む) ・発熱外来 ・自家療養者等への医療の提供 ・後方支援	800機関 ・342床	宿泊療養体制 ・検査体制 ・検査室数	【流行初期】 ・400件／日 【流行中期以降】 ・発生公表後6か月まで ・4・3・7件／日
物資の確保	個人防護具の備蓄を十分 ・に行う医療機関等	84人	人材の養成・資質の向上 ・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 ・新規感染症発生時に对应する人數(応援含む)	92室 ・年1回以上 ・1・8・2・3室 ・506人
別表3 数値目標 ^(⑤)				
別表4 用語集 ^(⑤)				

2 保健所管区域一覧

令和7年4月1日現在

保健所名	電話番号	所在地	所管区域
鹿児島市保健所	099(224)1111	〒890-8543 鹿児島市鴨池 2-25- 1-1	鹿児島市
指宿保健所	0993(23)3854	〒891-0403 指宿市十二町 30	指宿市
加世田保健所	0993(53)2315	〒897-0001 南さつま市加世田村原 2-1-1	枕崎市, 南さつま市 南九州市
伊集院保健所	099(273)2332	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	日置市, いちき串木野市 三島村, 十島村
川薩保健所	0996(23)3165	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	薩摩川内市 さつま町
出水保健所	0996(62)1636	〒899-0202 出水市昭和町 18-18	阿久根市, 出水市 長島町
大口保健所	0995(23)5103	〒895-2511 伊佐市大口里 53-1	伊佐市
姶良保健所	0995(44)7951	〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	霧島市, 姶良市 湧水町
志布志保健所	099(472)1021	〒899-7103 志布志市志布志町志布志 2-1-11	曾於市, 志布志市 大崎町
鹿屋保健所	0994(52)2103	〒893-0011 鹿屋市打馬 2-16-6	鹿屋市, 垂水市 東串良町, 錦江町 南大隅町, 肝付町
西之表保健所	0997(22)0777	〒891-3192 西之表市西之表 7590	西之表市, 中種子町 南種子町
屋久島保健所	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	屋久島町
名瀬保健所	0997(52)5411	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	奄美市, 大和村 宇検村, 瀬戸内町 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	0997(82)0149	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 4943-2	徳之島町, 天城町 伊仙町, 和泊町 知名町, 与論町

保健所所管区域図（令和7年4月1日現在）

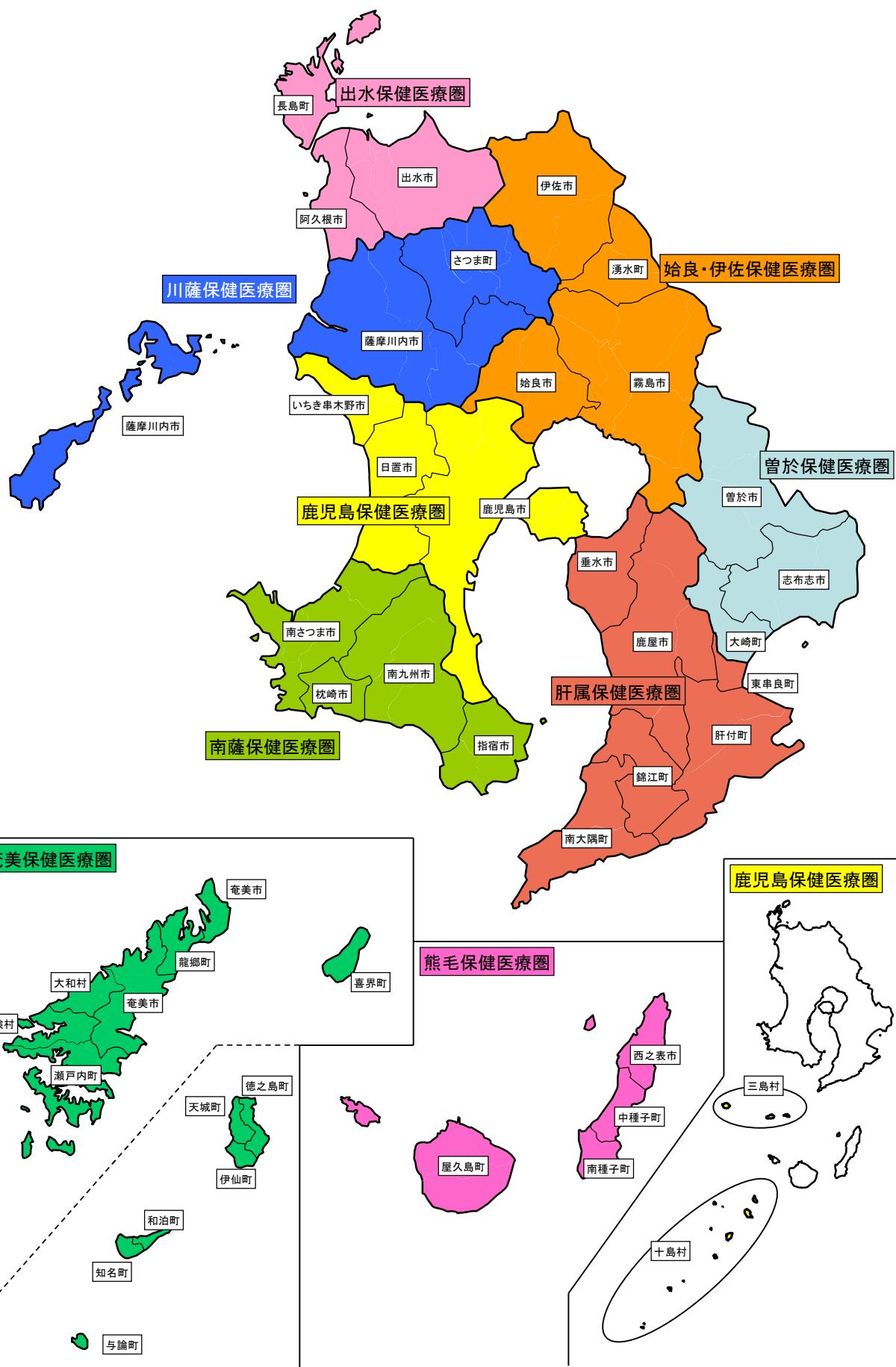


3 二次医療圏一覧

令和7年4月1日現在

圈 名	市 町 村 数	構 成 市 町 村
鹿児島保健医療圏	5 (3市2村)	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南薩保健医療圏	4 (4市)	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
川薩保健医療圏	2 (1市1町)	薩摩川内市, さつま町
出水保健医療圏	3 (2市1町)	出水市, 阿久根市, 長島町
姶良・伊佐保健医療圏	4 (3市1町)	霧島市, 伊佐市, 姶良市, 湧水町
曾於保健医療圏	3 (2市1町)	曾於市, 志布志市, 大崎町
肝属保健医療圏	6 (2市4町)	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊毛保健医療圏	4 (1市3町)	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
奄美保健医療圏	12 (1市9町2村)	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町
合計 (9圏域)	43 (19市20町4村)	※市町村数については、実数

二次医療圏図（令和7年4月1日現在）



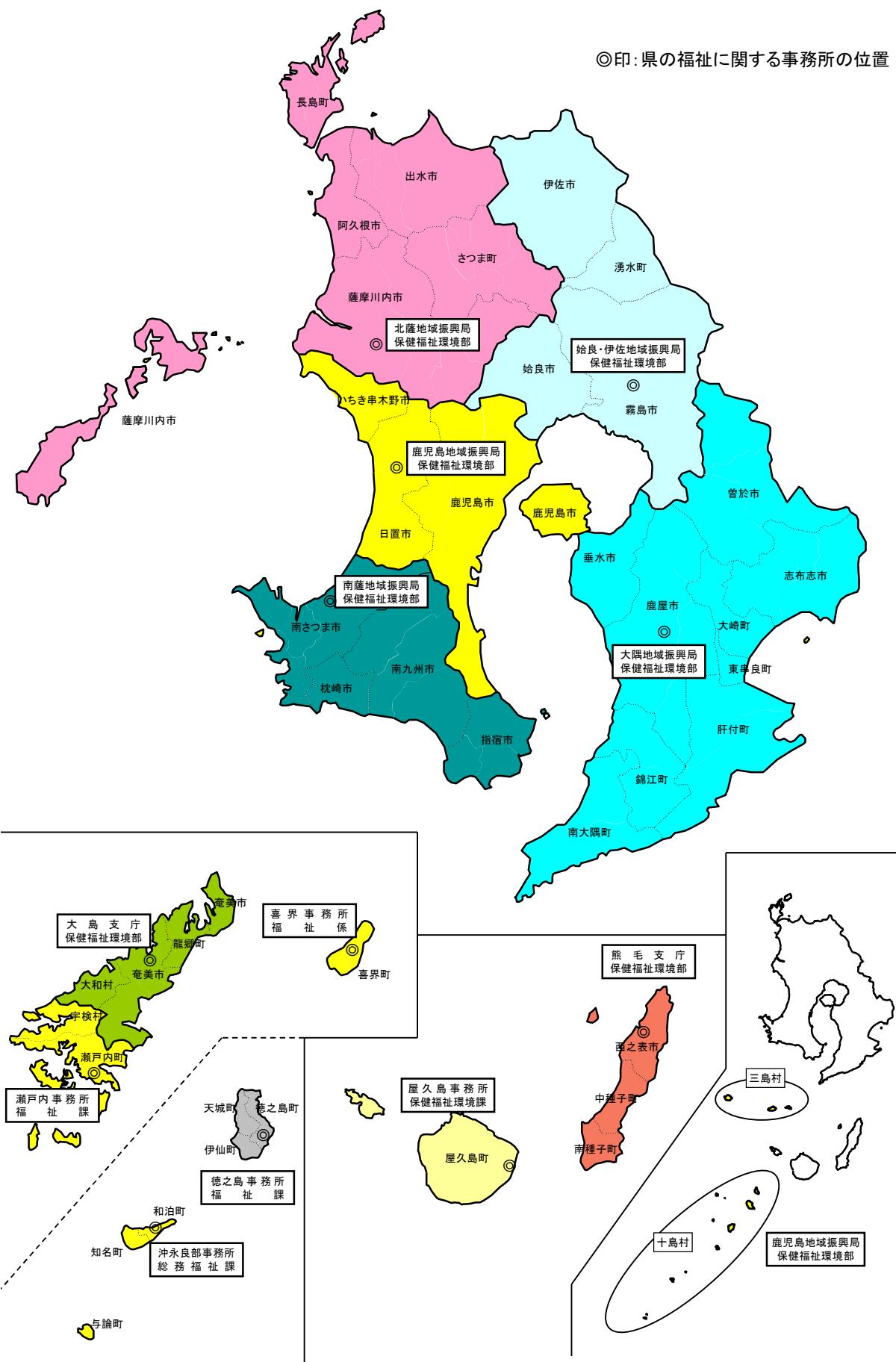
4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

令和7年4月1日現在

名称	電話番号	所 在 地	所 管 区 域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	099(272)6301	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	鹿児島市, 日置市 いちき串木野市 三島村, 十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0993(53)8001	〒897-0001 南さつま市加世田村原 2-1-1	枕崎市, 指宿市 南さつま市, 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0996(23)3166	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	阿久根市, 出水市 薩摩川内市, さつま町, 長島町
姶良・伊佐 地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0995(44)7964	〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	霧島市, 伊佐市 姶良市, 湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0994(52)2124	〒893-0011 鹿屋市打馬 2-16-6	鹿屋市, 垂水市 曾於市, 志布志市 大崎町, 東串良町 錦江町, 南大隅町 肝付町
熊毛支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(22)1138	〒891-3192 西之表市西之表 7590	西之表市 中種子町, 南種子町
屋久島事務所 保健福祉環境課	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(57)7243	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	奄美市, 大和村 龍郷町
瀬戸内事務所 福祉課	0997(72)0186	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津 36	宇検村, 瀬戸内町
喜界事務所 福祉係	0997(65)0114	〒891-6201 大島郡喜界町赤連 2901-14	喜界町
徳之島事務所 福祉課	0997(82)0233	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 7216	徳之島町, 天城町 伊仙町
沖永良部事務所 総務福祉課	0997(92)0121	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名 134-1	和泊町, 知名町 与論町

※ 生活保護法, 児童福祉法等に関する一部の事務については, 市と三島村, 十島村, 大和村, 長島町, 南種子町及び屋久島町を除く。

県の福祉に関する事務所所管区域図（令和7年4月1日現在）



5 保健福祉部の主な相談窓口

機関名	機関の概要	主な相談内容等	相談日	相談時間	問い合わせ先
各地域振興局・支庁の保健福祉環境部（各保健所） 以下は一部を所管 ・屋久島事務所保健福祉環境課（屋久島保健所） ・瀬戸内事務所保健福祉課 ・喜界事務所保健衛生環境課（徳之島保健所） ・徳之島事務所保健福祉課 ・沖永良部事務所総務福祉課	地域住民の健康の保持及び増進を図るため、生活習慣病や難病対策等の専門的・技術的拠点として様々な保健サービスを実施する。 (健康企画課等)	①結核、感染症の予防・まん延防止に関すること ②がん、糖尿病等生活习惯病に関すること ③心の健康に関すること ④エイズ、肝炎に関すること ⑤アレルギー疾患や複数疾患などについての専門的栄養指導に関すること（支所を除く） ⑥難病に関すること ⑦原爆被爆者の援護に関すること ⑧心身障害児等の療育に関すること ⑨歯科保健に関すること ⑩未熟児の養育に関すること ⑪妊娠・不妊に関すること ⑫出産や育児に関すること ⑬認知症、介護予防に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	保健所所属区域一覧に記載 県の福祉に関する事務所所属区域一覧に記載
	住民が快適で安心できる生活環境を確保するため、食品衛生や医事・衛生等における監視指導及び検査等の業務を行う。 (衛生・環境課等)	①食品衛生及び水道の水質等に関すること ②食中毒の防止に関すること ③旅館・食堂・乳肉等の営業に関すること ④温泉の掘削に関すること ⑤徘徊犬の捕獲、飼犬などの飼養に関すること ⑥狂犬病予防に関すること ⑦動物愛護に関すること ⑧水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などに関すること（支所を除く） ⑨産業廃棄物などに関すること（支所を除く） ⑩医薬品・毒物劇物等の販売業許可・登録及び監視指導に関すること ⑪薬物乱用防止及び献血・骨髓バンクドナー登録推進に関すること			

※ 支所とは、指宿保健所、出水保健所、大口保健所、志布志保健所をいう。

	生活保護の実施、児童の健全育成、母子家庭及び寡婦への援助等の相談援助や社会福祉施設等の指導監査業務を行う。 (地域保健福祉課等)	①生活保護の実施に関すること ②母子家庭や父子家庭及び寡婦の相談や指導に関すること ③婦人の保護や更生に関すること ④介護保険サービス等に関すること ⑤精神保健福祉に関すること ⑥病院や診療所等の監視指導に関すること（本所のみ） ⑦社会福祉法人・施設等の指導監査に関すること ⑧配偶者等からの暴力被害に関すること	
鹿児島県医療安全支援センター（県庁保健医療福祉課）	患者・家族等と医療機関等との信頼関係構築の支援や患者サービスの向上を図るため、患者等の苦情・相談に応じるとともに、医療機関への情報提供等を行う。	①患者・家族等からの苦情、心配・相談等への対応 ②医療機関等からの相談への対応	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕
地域医療安全支援センター（県内各保健所）	同 上	同 上	同 上
ドクターベンチかごしま（県庁医師・看護人材課内）	県外在住医師等のU・Iターンの促進や、復職研修の実施など女性医師等の就業をサポートすることで、医師確保を図る。	①県内公立医療機関への就業に関すること ②女性医師等の復職に関すること ③県内の離島・へき地等の支援に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕
鹿児島県国民健康保険課	県内市町村や県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営を行う。	①被保険者等からの資格・保険の給付等の相談への対応 ②医療機関等からの相談への対応	同上

認知症疾患医療センター	<p>認知症の早期診断・早期治療のための鑑別診断、もの忘れ・徘徊などの行動・心理症状や急性期治療、認知症専門医療に関する相談に応じるとともに、研修等を開催し認知症に関する理解を深め、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。</p>	<p>認知症に関する専門医療相談</p> <p>月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕</p> <p>9:00～17:00</p> <p>鹿児島大学病院 (099) 811-7388 谷山病院 (099) 269-4119 ペールランド病院 (099) 238-0168 ウェルフェア九州病院 (099) 372-4747 宮之城病院 (099) 653-1005 荘記念病院 (099) 682-2955 松下病院 (099) 542-8558 あいらの森ホスピタル (099) 574-1140 病院芳春苑 (099) 472-0035 メタルホスピタル鹿屋 (099) 436-1870 せいざん病院 (099) 728-3771 奄美病院 (099) 752-0034</p> <p>認知症の人と家族の会 鹿児島県支部 鹿児島市鳴池新町 1-7 (099) 257-3887</p>
認知症電話相談窓口	<p>家族等からの認知症に関する相談に応じることで、家族の認知症ケアの技術や精神面からの支援を行う。</p>	<p>月～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕</p> <p>10:00～16:00</p>

若年性認知症相談窓口	若年性認知症の方やその家族が状態に応じた適切な支援を受けるよう、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、医療・福祉等に関する総合的な支援を行う。	①症状や治療に関すること ②就労・経済的問題に関すること ③介護保険・福祉サービスに関すること ④介護に関すること	月～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	10:00～17:00	社会福祉法人天祐会 鹿児島市紫原5丁目 20-18 (099)251-4010
鹿児島県介護実習・普及センター	介護の実習等を通じて県民への介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具やバリアフリーモデル住宅の展示・相談等により、適切な福祉用具や高齢者に優しい住宅の普及を図る	①介護に関する相談・助言 ②住宅改修・福祉用具に関する相談・助言	火曜日～日曜日 〔月曜日（祝日の場合は翌日）と年末年始は休み〕	9:00～17:00	(099)221-6615
鹿児島県介護生産性向上総合相談センター	介護人材の確保・定着を図るため、介護の職場の課題に即した業務改善や効率化など生産性向上に向けた取組を総合的に支援する。	①介護現場の生産性向上（業務改善・効率化等）・人材確保の取組等に関すること ②介護ロボットやICTの導入（機器展示、試用貸出等）に関すること等	火曜日～日曜日 〔月曜日（祝日の場合は翌日）と年末年始は休み〕	9:00～17:00	(099)221-6617
鹿児島県難病相談・支援センター	難病患者及びその家族のニーズに応じた総合的な相談・支援を行っており、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図る。	①専任相談員や医師による生活面や医療面での相談 ②特定疾患医療受給者証交付に関するこ	① 水曜日～月曜日 〔火・祝日と年末年始は休み〕 ② 月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	① 9:00～16:00 ② 8:30～17:15	① (099)218-3133 ② (099)218-3134
県身体障害者更生相談所	身体障害児(者)の福祉の増進を図るため、相談及び判定等を行う	①身体障害者手帳の交付に關すること ②補装具の給付、更生医療の給付のための判定に關すること ③身体障害者更生援護施設の利用に関するこ	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30～17:00	(099)229-2324

障害者110番	障害者及びその家族の日常生活における不安や悩みに対応するため、常設の相談窓口を開設し、相談等の対応を行う。	①生命・身体に対する侵害 ②家族や知人との人間関係 ③周囲の侵害に対する無理解 ④財産・相続に関すること等	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00～17:00	電話：(099)228-6000 (FAX兼用)
鹿児島県障害者権利擁護センター	障害者虐待の防止に、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、障害者虐待に関する情報収集・関係機関との調整を行う。	①養護者による障害者虐待に関する相談 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談 ③使用者による障害者虐待に関する相談	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕 休日・時間外は、留守番電話・FAXまたはメールで受付ける	8:30～17:15	電話：(099)286-5110 FAX：(099)286-5558
①県鹿児島知的障害者更生相談所 ②県大島知的障害者更生相談所	18歳以上の知的障害者の福祉の増進を図るために相談及び判定等を行う。	①療育手帳の交付に関すること ②障害者支援施設の利用に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30～17:0	①(099)264-3003 ②(099)753-6070
県精神保健福祉センター ・自杀予防情報センター ・高次脳機能障害者支援センター	県民の精神保健の保持増進、精神障害者の福祉の向上、適切な精神医療の推進のため、精神保健福祉に関する相談及び診療等を行う。	①精神科疾患、心の健康に関すること ②思春期精神保健に関すること ③薬物関連問題に関すること ④依存症関連問題に関すること ⑤精神障害者通院医療、精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること ⑥自殺、死遺族等に関すること ⑦高次脳機能障害に関すること	*精神科医による相談（予約制） ①月（再来） 木（新規） ②第3水曜 ③第3金曜 ④毎月第4水・水金のいずれか、（祝日は除く） *相談員による相談（来所は予約制） ①～⑤(受付) ⑥～⑦ 月～金 月・木 火・木・金 (祝日は除く)	①～④ ②9:00～12:00 ③14:00～16:00 ④14:00～16:30 ⑤ ⑥ ⑦ 8:30～17:00	(099)218-4755 ⑥ (099)228-9558 ⑦ (099)228-9568 ①～⑤(受付) ⑥～⑦ 9:00～12:00 13:00～16:00

ひきこもり地域支援センター (子ども・若者総合相談センター内)	ひきこもり支援コーディネーターが電話・来所等による相談に応じ、助言指導を行うとともに、対象者の状況に応じて、医療・教育・労働・福祉などの関係機関につなぐ。	①生活支援・就職支援を中心とした相談 ②幅広い情報提供	火曜日～日曜日 (土・日・祝も相談に応じています。) 〔月曜日、年末年始は休み〕	10:00-17:00 (099) 257-8230
県こども総合療育センター	児童の心身の障害に関する相談や療育に関する相談を行う。	①心身の発達が気になる児童に関する相談 ②療育に関する相談	月曜日～金曜日 (要予約) 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00 (099) 265-0005 (代表) (099) 265-2400 (相談・予約専用)
県発達障害者支援センター (こども総合療育センター内)	発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行う。	①日常生活に関する相談支援に関すること ②発達支援に関すること ③就労支援に関すること	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	8:30-17:00 (099) 264-3720
県動物愛護センター	人と動物の共生する地域社会の実現のため、動物の愛護及び適正飼養の普及・啓発を行う。	①犬・猫の飼養やしつけに関すること ②犬・猫の譲渡に関すること ③動物愛護に関すること	水曜日～月曜日 〔火・祝日と年末年始は休み〕	9:00-17:00 (099) 544-6301

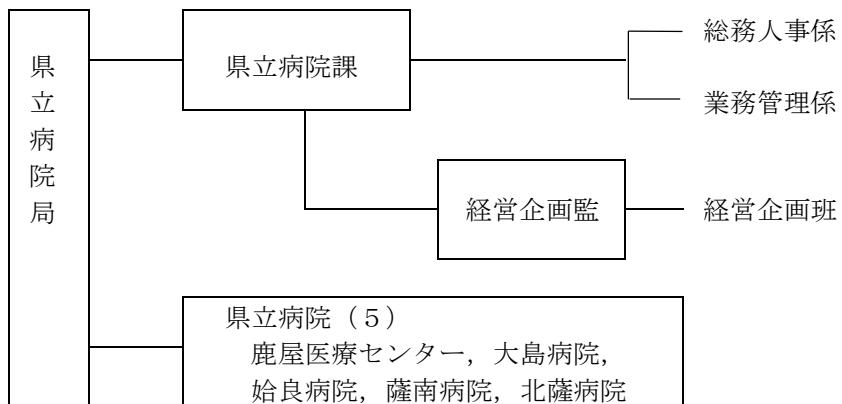
6 市町村の保健福祉担当窓口

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住所	電話番号
鹿児島市	保健政策課	892-8677	鹿児島市山下町 11-1	099-808-6780
	健康福祉政策課	892-8677	鹿児島市山下町 11-1	099-216-1239
鹿屋市	健康増進課（保健相談センター）	893-0007	鹿屋市北田町 11-6	0994-41-2110
	福祉政策課・高齢福祉課	893-8501	鹿屋市共栄町 20-1	0994-43-2111
枕崎市	健康課（健康センター）	898-0034	枕崎市日之出町 231	0993-72-7176
	福祉課	898-8501	枕崎市千代田町 27	0993-72-1111
阿久根市	健康増進課	899-1696	阿久根市鶴見町 200	0996-73-1211
	福祉課			
出水市	健康増進課	899-0201	出水市緑町 50-1	0996-63-2143
	福祉課・いきいき長寿課	899-0292	出水市緑町 1-3	0996-63-2111
指宿市	健康増進課	891-0497	指宿市十町 2424	0993-22-2111
	長寿支援課・地域福祉課			
西之表市	健康保険課	891-3193	西之表市西之表 7612	0997-22-1111
	市福祉事務所			
垂水市	保健課	891-2192	垂水市上町 114	0994-32-1111
	福祉課			
薩摩川内市	市民健康課	895-0055	薩摩川内市西開闢町 6-10	0996-22-8811
	社会福祉課	895-8650	薩摩川内市神田町 3-22	0996-23-5111
日置市	健康保険課	899-2592	日置市伊集院町郡 1-100	099-248-9421
	福祉課			099-248-9416
曾於市	保健課	899-8692	曾於市末吉町二之方 1980	0986-76-8806
	市福祉事務所（福祉課）	899-4192	曾於市財部町南俣 11275	0986-72-0936
霧島市	健康増進課	899-4394	霧島市国分中央 3 丁目 45-1	0995-45-5111
	保健福祉政策課			
いちき串木野市	健康増進課	896-8601	いちき串木野市昭和通 133-1	0996-32-3111
	福祉課			
南さつま市	保健課	897-8501	南さつま市加世田川畠 2648	0993-53-2111
	福祉課			
志布志市	保健課	899-7492	志布志市有明町野井倉 1756	099-474-1111
	福祉課			
奄美市	健康増進課	894-8555	奄美市名瀬幸町 25-8	0997-52-1111
	福祉政策課・高齢者福祉課			
南九州市	福祉健康課	897-0215	南九州市川辺町平山 3234	0993-56-1111
	長寿介護課			
伊佐市	保健課	895-2511	伊佐市大口里 1888	0995-23-1311
	福祉課・こども課			
姶良市	健康保険課	899-5492	姶良市宮島町 25	0995-66-3111
	生活福祉課			
三島村	民生課	892-0821	鹿児島市名山町 12-18	099-222-3141
十島村	住民課	892-0822	鹿児島市泉町 14-15	099-222-2101
さつま町	ほけん福祉課	895-1803	薩摩郡さつま町 宮之城屋地 1565-2	0996-24-8933
長島町	町民保健課	899-1498	出水郡長島町鷹巣 1875-1	0996-86-1111
	保健衛生課			
湧水町	健康増進課	899-6292	姶良郡湧水町木場 222	0995-74-3111
	長寿福祉課			
大崎町	保健福祉課	899-7305	曾於郡大崎町假宿 1029	099-476-1111

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住所	電話番号
東串良町	福祉課	893-1693	肝属郡東串良町川西 1543	0994-63-3131
錦江町	健康保険課	893-2392	肝属郡錦江町城元 963	0994-22-3044
	保健福祉課			0994-22-0511
南大隅町	町民保健課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北 226	0994-24-3125
	介護福祉課			0994-24-3126
肝付町	健康増進課	893-1207	肝属郡肝付町新富 98	0994-65-2564
	福祉課			0994-65-8413
中種子町	町民保健課（保健センター）	891-3604	熊毛郡中種子町野間 6662	0997-27-1133
	地域福祉課	891-3692	熊毛郡中種子町野間 5186	0997-27-1111
南種子町	くらし保健課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上 2793-1	0997-26-1111
	福祉事務所			
屋久島町	健康長寿課	891-4207	熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20	0997-43-5900
	福祉支援課			
大和村	保健福祉課	894-3192	大島郡大和村大和浜 100	0997-57-2218
宇検村	保健福祉課	894-3392	大島郡宇検村湯湾 915	0997-67-2211
瀬戸内町	保健福祉課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23	0997-72-1068
龍郷町	保健福祉課	894-0192	大島郡龍郷町浦 110	0997-69-4514
喜界町	保健福祉課	891-6292	大島郡喜界町大字湾 1746	0997-65-3685
徳之島町	健康増進課	891-7192	大島郡徳之島町亀津 7203	0997-82-1111
	介護福祉課			
天城町	けんこう増進課	891-769	大島郡天城町平土野 2691-	0997-85-3111
	長寿子育て課			
伊仙町	健康増進課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙 1842	0997-86-3130
	地域福祉課・子育て支援課			0997-86-3115
和泊町	保健福祉	891-9192	大島郡和泊町和泊 10	0997-92-1111
知名町	保健福祉課	891-9295	大島郡知名町知名 1100	0997-84-3153
	保健センター・子育て支援課			0997-93-2075
与論町	町民生活課	891-9301	大島郡与論町茶花 1418-1	0997-97-4920
	健康長寿課			0997-97-4992

II 県立病院局関係

県立病院は、地域の中核的医療機関として、地域に不足する医療や政策医療、高度・専門医療、救急医療などの提供に努めているところです。



(1) 令和7年度県立病院局予算の概要

区分	令和7年度当初	令和6年度当初	伸び率
病院事業 収益的収入及び支出	千円	千円	%
病院事業収益	20,477,812	20,148,400	1.6
病院事業費用	23,948,153	23,027,488	4.0
資本的収入及び支出			
資本的収入	1,570,530	1,310,498	19.8
資本的支出	2,301,396	1,965,080	17.1

(2) 県立病院局の事務分掌

課名	係名	事務分掌
県立病院課	総務人事係	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院課の予算、決算、庶務等 ・県立病院局の人事、給与、企画調整、財産管理等
	業務管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業の予算、決算、会計指導検査、資金管理等 ・病院の業務指導等
	経営企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業の経営企画・安定化 ・第三次中期事業計画の進捗管理等

(3) 県立病院第三次中期事業計画

1 計画策定の意義・方針

これまでの経営改革の取組で、医療面・経営面とも相応の成果が得られたが、病院別にみると黒字化にまで至っていない病院がある。

また、今後の病院経営において、診療圏人口の著しい減少や少子高齢化に伴う人口構造や疾病構造の変化、深刻な医師・看護師等の不足や医師の働き方改革、診療報酬改定等の医療制度改革、終わりが見えない新型コロナウイルス感染症、さらには将来起こりうる新興感染症への対応など、大きな課題や不安定要因がある。

県立病院が持続可能な経営を確保し、限られた医療資源の中で、地域や他地域の医療機関との役割分担も図りつつ、地域に不足する医療や、新興感染症対応等を含む政策医療、高度・専門医療、救急医療などを提供するという県立病院としての重要な役割を継続的に担っていくために、総務省が令和4年3月に示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」や、本県が平成28年11月に策定した「鹿児島県地域医療構想」も踏まえながら、「県立病院第三次中期事業計画」を策定した。

2 計画策定の基本的な考え方

県立病院事業革基本方針の基本的な考え方や改革の方策を踏襲しながら、中期事業計画及び第二次中期事業計画の総括や県地域医療構想における令和7年の医療提供体制のあるべき姿、さらには、病院を取り巻く諸課題などを踏まえ、各県立病院が主体的な考えのもと、地域における役割を明確にし、医療機能の一層の充実・強化や経営の更なる安定化を目指す。

3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

4 県立病院事業の基本方針

地域の中核的医療機関として、高度・専門医療、救急医療、小児・周産期医療、精神医療、災害医療、感染症対策など、政策医療や不採算部門に関わる医療、地域に不足する医療などの機能の充実・強化を図る。併せて、人材の確保・養成にも取り組み、更なる医療の質の向上を目指す。

加えて、地域の医療機関や、地域外のより高度な・専門性の高い医療機関等との適切な役割分担と連携を図り、充実した医療提供体制の確立を目指す。

その上で、限られた医療資源を最大限活用しつつ、今後の診療圏人口の減少等にも備えながら、持続可能な経営を確保して、県立病院としての「公共性」と地方公営企業としての「経済性」の両立を図る。

5 県立病院の目指すべき将来像（目標）

各県立病院は病院の将来像の実現に向けて、医療面・経営面の目標を設定し、計画期間中に目標達成のための様々な改善方策に取り組む。

[医療面]

(1) 地域医療構想等を踏まえた医療機能の充実・強化

県地域医療構想に沿って、立地条件や、診療圏人口の減少に伴う患者減や高齢化の進行による疾病構造の変化等も踏まえた患者の状況、自院や地域の医療機関の機能の違いなどを踏まえながら、他の医療機関等との連携を図りつつ、高度急性期医療や急性期医療、回復期医療など地域に必要な医療提供体制の確保を図り、県立病院としての役割を担う。

(2) 機能分化・連携強化、地域包括ケアシステムの構築

地域の中核的医療機関として、地域医療連携室の組織・機能を充実し、地域のかかりつけ医や、回復期機能・慢性期機能を有する医療機関、高次の医療機能を有する医療機関との役割分担や連携強化により、自院の役割に応じた適切な医療を提供するとともに、患者数の確保を図る。

また、へき地医療を支援するため、へき地診療所等への代診医の派遣等に取り組むなど、地域の実情を踏まえながら、県立病院の医療資源も勘案しつつ、必要な取組の検討を行う。

(3) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、新興感染症発生時において迅速にゾーニング及び人員体制を確保し、必要な感染防止対策を講じながら、感染患者の入院受入れ等に対応するとともに、なおかつ地域医療において中核的な役割を担っているという観点から、一般診療も並行して維持できるよう、平時から関係機関との連携の構築や感染管理認定看護師等の人員確保等に努める。

(4) 人材の確保・養成

医療機能の充実等を図るため、鹿児島大学医局への派遣要請や自主採用等により、医師等の確保に努めるとともに、専門医や認定看護師等の資格取得を支援し、計画的な人材養成に努める。

また、大島病院を基幹病院としつつ、「鹿児島県立病院研修病院群」による研修プログラムにより、臨床研修医の受入れを積極的に行うとともに、新専門員制度における各種研修施設の指定を受け、義務履行期限内の地域枠医師をはじめとする医師の受入れに努める。

(5) 医師の働き方改革への対応

時間外労働の縮減を図り、原則としてA水準（年960時間以下、月100時間未満）を目指す。

(6) デジタル化への対応

電子カルテ等の円滑な運用及び更なる改善を図るとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用への対応や、遠隔画像診断の積極的な活用等を図り、医療の質の向上や患者の利便性の向上、並びに働き方改革の推進及び病院経営の効率化を推進する。

病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増えていることも踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底する。

(7) 施設・設備の適正化

可能な限り長寿命化を図りつつ、必要に応じた施設の整備を行う。

(8) 患者サービスの向上

職員の接遇改善や患者の待ち時間の短縮、その他寄せられた意見・要望等への迅速な対応に努めるとともに、地域医療連携室を中心に患者相談体制の充実に努めるなど、患者サービスの向上に努める。

(9) 県民への普及啓発活動の推進

広報誌の発行等により、病院が提供している医療機能について、県民への周知に努めるとともに、県民を対象とした医療講座や健康講座の開催等による医療情報の普及啓発等に努める。

[経営面]

(1) 収支目標

経常収支及び資金収支が黒字の病院は黒字の維持、赤字の病院は計画期間中の黒字化

(2) 一般会計からの繰入金の基準

国の指導基準の範囲内

(3) 累積欠損金の解消

解消・縮小に向けて最大限努力

○ 令和7年度 事業の概要

事業名	県立病院整備事業	継続（昭和39年度～）	(所管：県立病院課)
-----	----------	-------------	------------

1 目的

県立病院が地域の中核的医療機関としての機能を十分発揮できるように施設・設備、医療機器を整備する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
県立病院施設整備事業	県	医療機能の充実、患者サービスの向上に必要な施設・設備を整備する。	病院事業特別会計 10/10
県立病院医療機器整備事業	県	医療機能の充実・強化に必要な医療機器を整備する。	病院事業特別会計 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県予算額			備考
		7年度当初	6年度当初	対前年比	
県立病院施設整備事業	千円 781,080	千円 781,080	千円 794,601	% 98.3	
県立病院医療機器整備事業	千円 519,196	千円 519,196	千円 519,547	% 99.9	
計	千円 1,300,276	千円 1,300,276	千円 1,314,148	% 98.9	

4 実施計画及び事業実績

事業区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
県立病院施設整備事業	鹿屋：中央監視システム更新工事 大島：院内照明 LED化工事 姶良：キュービクル式受変電設備更新等	鹿屋：無停電電源装置更新 大島：病院院内照明 LED化工事 姶良：7病棟改修工事等	鹿屋：地域医療連携室執務室拡張整備工事 大島：病院院内照明 LED化工事 北薩：病棟等改修工事 姶良：管理外来棟、厨房サービス棟内装等リニューアル工事等
県立病院医療機器整備事業	鹿屋：核医学診断システム 大島：手術用ベッドサイドモニタ 薩南：高周波手術装置 北薩：汎用超音波画像診断装置 姶良：全自動錠剤分包機等	鹿屋：手術室情報システム 大島：X線TVシステム 薩南：超音波内視鏡観測装置 北薩：多項目自動血球分析装置 姶良：臨床検査システム CLIP一式等	鹿屋：MRI装置 大島：手術用顕微鏡システム 薩南：電気メス 北薩：ガンマカメラ 姶良：経頭蓋治療用磁気刺激装置 全病院：県立病院局パソコン等

事業名	県立病院在り方検討事業
-----	-------------

(所管：県立病院課)

1 目 的

極めて厳しい経営状況を踏まえ、県立病院の在り方について検討を行う。

2 内 容

事 業 区 分	事業主体	事 業 内 容	負 担 区 分
県立病院在り方検討事業 (令和7年度)	県	外部有識者で構成する検討委員会を設置して、将来の医療需要等を踏まえた経営改善の方策や果たすべき役割など、極めて厳しい経営状況にある県立病院の在り方について検討を行う。	病院事業特別会計 10/10

3 予 算

事 業 区 分	県 予 算 額			備 考
	7 年度当初	6 年度当初	対前年比	
県立病院在り方検討事業	千円 49,019	千円 —	% 皆増	

4 実施計画及び事業実績

事 業 区 分	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度
県立病院在り方検討事業	・検討委員会の開催 ・医療需要調査 等	—	—

【その他参考事項】<県立病院の状況>

病院名	種 別	病床数 (床)	診 療 科 目	患者数(7年度計画)	
				入 院 (人)	外 来 (人)
鹿屋医療センター	一 般 感 染 症	150	内科, 循環器内科, 外科, 消化器外科, 小児外科, (整形外科), <u>脳神経外科</u> , 小児科, 産科, 婦人科, (耳鼻咽喉科), 放射線科, 麻酔科	32,465	42,921
大島病院	一 般 感 染 症 結 核	269	内科, 循環器内科, 消化器内科, 脳神経内科, 人工透析内科, 外科, 呼吸器外科, 消化器外科, 整形外科, 脳神経外科, 精神科, 小児科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 眼科, <u>耳鼻咽喉科</u> , リハビリテーション科, 放射線科, 病理診断科, 救急科, 歯科口腔外科, 麻酔科	78,596	113,375
薩南病院	一 般 感 染 症 結 核	150	内科, 血液内科, 循環器内科, 消化器内科, 人工透析内科, 外科, 消化器外科, 放射線科, 産婦人科, 麻酔科, 小児科, (整形外科)	33,339	48,018
北薩病院	一 般 感 染 症	50	内科, 呼吸器内科, 循環器内科, <u>消化器内科</u> , 脳神経内科, 神経内科, (外科), <u>脳神経外科</u> , 小児科, 放射線科	11,781	21,804
姶良病院	精 神	267	精神科, 歯科	2科	92,273
計		886		59科	248,454
					253,634

(注) 診療科目の()は休診, _____は外来のみ (週2日など) または入院患者のみである。 (R7.4.1現在)